

## 議会庁舎昇降機設備保守点検業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、昇降機設備を適宜調整し、安全かつ良好な運転状態に保つよう保守点検業務を行うための大綱を示すものである。

### 2 対象設備

別紙ー1「昇降機設備概要」のとおり。

### 3 業務（フルメンテナンス）の内容

- (1) 定期点検及び保守を行い、対象設備を正常かつ良好な運転状態に保つ。（フルメンテナンス契約）
- (2) 保守点検を月1回以上行い、適宜注油等を行う。
- (3) 必要に応じて修理、取替えを行う。（受託者負担）  
なお、修理、取替の範囲は意匠部分（三方枠、敷居等）を除く全ての部品（ランプ類、ヒューズ類の消耗品含む）とし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下、共通仕様書という）の第2編第7章「搬送設備」の「フルメンテナンス契約」の内容に準じる。
- (4) 建築基準法第12条第4項に基づく定期検査（法定点検）を行う。
- (5) 故障連絡のあったときは、速やかに対応する。

### 4 異常等の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見した場合や、意匠部分（かご内装、乗場戸、三方枠、敷居等）の修理、取替えの大規模修理を必要と判断した場合には、直ちに県に報告し、協議の上適切な措置を講ずるものとする。

### 5 安全確保

業務実施においては、関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に努めると共に、危険を伴う業務の実施においては、受託者の責任において十分に安全を確保しなければならない。

### 6 部品の手配等

- (1) 故障頻度の多い部品等を予め確保すること。
- (2) 部品等は製造メーカーの純正仕様品を使用すること。（純正仕様以外の場合は、県の承諾を得ること）

### 7 業務計画書

以下の項目について書類を県の係員に提出し、承諾を得ること。

- (1) 業務実施方法
- (2) 業務実施体制

- (3) 業務実施工程表
- (4) 業務員名簿（証明写真添付）
- (5) その他県が必要と認めた書類

## 8 成果報告書

各月の業務を完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 定期検査報告書（建築基準法）第12条第4項関係）
- (2) 業務実施報告書
- (3) その他県が必要と認め提出を求めた書類

## 8 県係員の立会確認等

受託者は、委託契約書第8条に定める検査及び県が指定する業務が終了した場合には、県係員の立会いを求め確認を受ける。ただし、県が承諾した場合には、立会いによらず写真、記録等により確認を受ける。

## 9 機材等の負担区分

この業務の遂行に必要な計器、工具、機材等は、原則として受託者が負担するものとする。ただし、電力、用水等は無償で供与する。

## 10 業務の実施

この業務は、原則として平日の日中に行うものとするが、県が指定する業務については、平日の夜間又は閉庁日の日中に行う場合もあるものとする。

## 11 必要事項の充足

本仕様書は、保守点検についての大綱を示すものであるから、共通仕様書により補完するものとする。また、本仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要と認められるものについては、受託者においてこれを充足するものとする。

## 昇降機設備概要

県議会の庁舎の昇降機は次のとおりである。

製造：日立製作所

号機名称	1、2号機	3号機
用途種別	乗用	同左
型式	M-VF-P	同左
駆動方式	インバータ制御方式	同左
速度	90m/min	同左
積載量	1000kg（15名乗り）	750kg（11名乗り）
停止階	8ヶ所(B2, B1, 1～6階), 切替によりB1, 1, 4～6階停止	7ヶ所(B2, B1, 1～5階), 切替えによりB1, 1, 4, 5階停止
かご内法	間口1600mm 奥行1500mm	間口1500mm 奥行1350mm
運転方式	乗床全自動運転	同左
扉開閉方式	2枚戸中央開	同左
電動機	15kw	9.5kw
電源	3φ 200V 60HZ	同左
連絡装置	インターホン	同左
特記	1号機：車椅子対応	ICオートアナウンス 展示銘板 車椅子対応

※行政棟中央監視室の昇降機監視盤で監視・制御を行っている。